



福岡県医第303号(地)
平成22年 5月 6日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

平成22年度労災診療費算定基準の一部改定に伴う
自賠責保険診療費算定基準(自賠責新基準)の取扱いについて

平成22年4月1日に健康保険診療報酬点数表等の改定が実施されたことに伴い、本年4月1日より労災診療費算定基準の一部が改定されたことにつきましては、平成22年4月6日付け福岡県医第0035号(地)にてご連絡申し上げたところであります。

これに伴い、自賠責保険診療費算定基準(自賠責新基準)の取扱いにつきましても、本年4月1日より改定後の労災診療費算定基準に準じた算定方法により請求することとなる旨、別紙のとおり日本医師会より通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

平成22年4月1日以降の診療におきまして、算定方法等の取扱いが改定された以下の点につきましては、特にご留意いただきますよう併せてお願い申し上げます。

記

【平成22年4月1日以降の主な留意事項】

1. 初診料(救急医療管理加算を含む。)の取扱いについて

自賠責新基準の算定においても、支給事由となる交通事故の発生につき算定できることとなります。したがって、同一医療機関で既に自賠責保険(交通事故)による診療を継続している期間中に、新たに自賠責保険(交通事故)による傷病等が発生し初診を行った場合についても、初診料(3,640円)+1,820円(ただし書初診料の算定)となります。

具体的な取り扱いにつきましては、別紙1をご参照いただきますようお願いいたします。

2. 再診料の取扱いについて

健康保険診療報酬点数表の「再診料」の注8「地域医療貢献加算」及び注9「明細書発行体制等加算」に係る届出を行っている医療機関については、自賠責新基準においても当該加算を算定することができます。

なお、労災保険と同様、自賠責新基準による算定においては明細書を交付する義務はありません。

3. 疾患別リハビリテーション料について

疾患別リハビリテーションの点数区分及び点数の変更が行われました。

また、従来算定できなかった早期リハビリテーション加算の算定が可能となるとともに、早期リハビリテーション加算を算定した被害者(患者)に対し、ADL加算を算定すべきリハビリテーションを実施した場合には、早期リハビリテーション加算とADL加算を併せて算定することができます。

(保 19)

平成 22 年 4 月 28 日

都道府県医師会

自賠責保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

藤 川 謙



平成 22 年度労災診療費算定基準の一部改定に伴う
自賠責保険診療費算定基準（自賠責新基準）の取扱いについて

健康保険診療報酬点数表等の改定（平成 22 年 4 月 1 日実施）に伴い、本年 4 月 1 日より労災診療費算定基準の一部が改定されたことにつきましては、平成 22 年 3 月 31 日付日医発第 1155 号（保 224）によりご連絡申し上げたところであります。

これに伴い、自賠責保険診療費算定基準（自賠責新基準）の取扱いにつきましても、本年 4 月 1 日より改定後の労災診療費算定基準に準じた算定方法により請求することとなりますのでご連絡申し上げますとともに、貴会関係会員への周知方ご高配賜われますようお願い申し上げます。

特に、平成 22 年 4 月 1 日以降の診療におきまして、算定方法等の取扱いが改定された以下の点につきましては、ご留意いただきますよう併せてお願い申し上げます。

記

【平成 22 年 4 月 1 日以降の主な留意事項】

1. 初診料（救急医療管理加算を含む。）の取扱いについて

自賠責新基準の算定においても、支給事由となる交通事故の発生につき算定できることとなります。したがって、同一医療機関で既に自賠責保険（交通事故）による診療を継続している期間中に、新たに自賠責保険（交通事故）による傷病等が発生し初診を行った場合についても、初診料（3,640 円）を算定することができます。

なお、同一医療機関において、同一の交通事故により同一日に複数の診療科で初診を行った場合は、従来どおりの取扱い（初診料（3,640 円）＋1,820 円（ただし書初診料）の算定）となります。

具体的な取扱いにつきましては、「平成 22 年度労災診療費算定基準の一部改定について（平成 22 年 3 月 31 日付日医発第 1155 号（保 224））」の添付資料にあります「労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について（基労補発 0331 第 1 号厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長）」の別紙（算定例）をご参照いただきますようお願いいたします。

2. 再診料の取扱いについて

健康保険診療報酬点数表の「再診料」の注 8 「地域医療貢献加算」及び注 9 「明細書発行

体制等加算」に係る届出を行っている医療機関については、自賠責新基準においても当該加算を算定することができます。

なお、労災保険と同様、自賠責新基準による算定においては明細書を交付する義務はありません。

3. 疾患別リハビリテーション料について

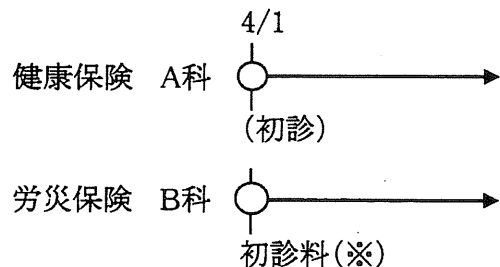
疾患別リハビリテーションの点数区分及び点数の変更が行われました。

また、従来算定できなかった早期リハビリテーション加算の算定が可能となるとともに、早期リハビリテーション加算を算定した被害者（患者）に対し、ADL加算を算定すべきリハビリテーションを実施した場合には、早期リハビリテーション加算とADL加算を併せて算定することができます。

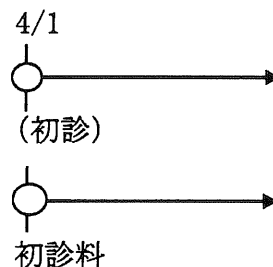
(算定例) ○:当科における最初の受診日、●:当科における2回目以降の受診日
(※):改定前と算定が異なるもの

1 健康保険の初診日と労災保険の初診日が同一日の場合

(1)健康保険が主傷病の場合

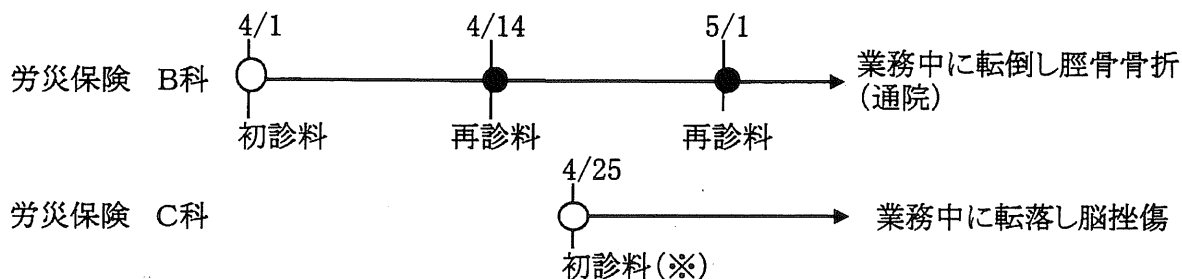


(2)労災保険が主傷病の場合

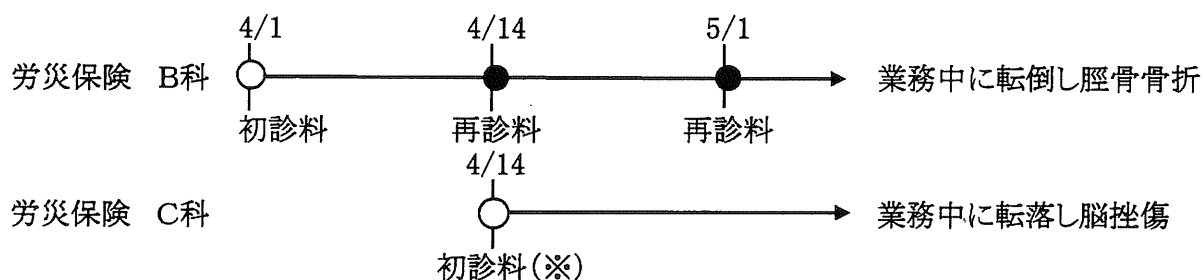


2 労災保険で継続療養中に、新たな労災傷病の初診を他科で行った場合

(1)労災保険の再診日と新たな労災保険の初診日が別の場合

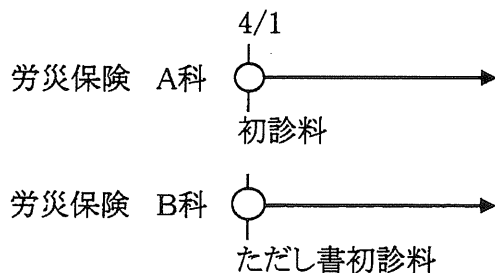


(2)労災保険の再診日と新たな労災保険の初診日が同一日の場合



3 労災保険の初診日に複数科を受診した場合

(1)同一の災害による場合



(2)別災害による場合

